

平成29年度

第5回いわき市教育委員会議事録

平成29年8月23日（水）

## 第 5 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成29年 8 月23日(水) 午後 1 時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 吉 田 尚  
教育長職務代理者 馬 目 順 一  
委 員 蛭 田 優 子  
委 員 山 本 もと子  
委 員 根 本 紀太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名  
教育部長 柳 沼 広 美  
教育部次長兼総合調整担当 松 島 良 一  
学校教育推進室長 渡 邊 賢 晃  
中央公民館長 鈴 木 静 人 徳  
いわき総合図書館長 夏 井 芳 徳  
教育政策課長 緒 方 勝 也  
施設整備課長 緑 川 安 彦  
参事兼生涯学習課長 緑 川 直 行  
学校教育推進室学校教育課長 塚 本 英 樹  
学校教育推進室学校支援課長 木 村 丈 二  
総合教育センター所長 高 崎 康 行  
事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 井 坂 泰 一  
教育政策課長補佐 鈴 木 康 夫  
施設整備課主幹兼課長補佐 佐 藤 孝 之  
生涯学習課主幹兼課長補佐 藤 原 良 基  
学校教育推進室学校教育課管理主事 菅 野 輝 義  
学校教育推進室学校教育課長補佐 金 子 一 平  
学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 齊 藤 平 学
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後 2 時00分

## 会議の概要

**教育長** それでは、平成29年度第5回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命します。

会期は本日限りとします。

議事録への署名委員は、本日出席された委員の皆様をお願いいたします。

それでは、教育長の報告（1）いわき市青少年問題協議会委員の委嘱について、生涯学習課長お願いします。

**生涯学習課長** 資料の1頁をご覧ください。

教育長の報告（1）いわき市青少年問題協議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

いわき市青少年問題協議会につきましては、地方青少年問題協議会法に従い設置しているものでして、青少年の非行防止、有害環境浄化など、青少年の健全育成に関する様々な事項について、2年単位で情報交換や協議を行っております。

平成28年度には、メディアを正しく使える環境を整えるため市民が取り組むべきこととして、「メディアに対する心構え」をまとめました。

委員につきましては、会長である市長以下、学識経験者、関係機関の職員等20名で構成されております。

今回は、平成29年7月31日を以って前任の学識経験者11名の任期が満了となったことから、新たに平成29年8月1日付で11名に委嘱したものです。

11名の内、5名が新任、6名が再任となります。

任期は平成31年7月31日までの2年間です。

2頁に全委員20名が記載されており、No.1が会長である市長、No.2からNo.12までが今回委嘱しました学識経験者となります。

No.13以下の関係機関の委員につきましては、その職にある期間が委嘱期間となっており、平成29年度につきましては4月の人事異動に伴い委嘱をしまして、今回は変更ございません。

説明は以上です。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

なければ、議事に移らせていただきます。

議案第1号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について、教育政策課長お願いします。

**教育政策課長** 資料の3頁をお開きください。

議案第1号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成29年8月23日提出、いわき市教育委員会教育長。

改正要旨につきましては、4頁をご覧ください。

本年度から新たに実施いたします未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業等の所管課を教育政策課に規定等するため、所要の改正をするものでございます。

施行期日につきましては、事業の広報を開始いたします、平成29年9月1日とします。

5頁が改正案文となっており、6頁が新旧対照表でございます。

なお、本事業の概要につきましては、後ほど、その他の案件の中で説明いたします。

説明は、以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**根本委員** 新しい事業の担当課を規定するという事で規則等を変える必要があるのだと思って読んだのですが、どの部分がどう変わっているのか説明お願いいたします。

**教育政策課長** 新旧対照表をご覧ください。

改正後の規則は右側の部分ですが、教育政策課の事務分掌として新たに加えますのが、まず(16)奨学金返還支援事業でございまして、これに関連した財源としまして(18)未来につなぐ人財応援奨学金基金を立ち上げております。

以上(16)と(18)が奨学金返還支援事業に関する部分でございます。

また詳しく申し上げませんでしたでしたが、(15)は事業名に変更があったということで今回の改正に合わせ文言の修正をしたものでございます。

さらに、今回の新規事業を追加したことに伴い、総合調整担当と統括主幹の職務に対応する規則上の番号にずれが生じたことから、合わせて修正いたしました。

**根本委員** 分かりました。

**教育長** その他、ご質問ございますか。

それではお諮りいたします。

議案第1号いわき市教育委員会事務局組織規則の改正については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** 議案第1号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号いわき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、学校支援課長をお願いします。

**学校支援課長** 7頁をご覧ください。

議案第2号いわき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について。

いわき市学校給食共同調理場条例第3条の規定に基づき、次の者をいわき市学校給食共同調理場運営委員会委員に委嘱する。

平成29年8月23日提出、いわき市教育委員会教育長。

こちらは任期が1年となっていることから毎年改選しているものであり、表に記載のとおり、林弘美氏ほか16名の方に委嘱したいと考えております。

今回、再任の方は5名で、男女の内訳につきましては男性7名、女性10名となっております。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

それではお諮りいたします。

議案第2号いわき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** 議案第2号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、その他の案件に移ります。

先ほどこれに関連して議案が提出されました、(1)いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業について、教育政策課長に説明願います。

**教育政策課長** 資料の8頁をご覧ください。

事業の概要でございますが、本市の未来を担う若者の定着を図るため、本市に定住して就職する者を対象として、一定の要件のもとで奨学金返還のための補助金を交付するものでございます。

募集対象者でございますが、記載の(1)から(4)の全てに該当する方といたします。

(1) 大学、短期大学、高専等に在学中で、平成30年度に卒業を予定している方。

なお今年度に限っては、経過措置としまして、平成29年度に卒業予定の方も対象といたします。

4年制大学で申し上げますと、現在の3年生と4年生になります。

(2) 日本学生支援機構第一種、第二種奨学金、いわき市又は福島県の奨学資金のいずれかの貸与を受けている方。

(3) 大学等を卒業後に市内事業所等において正規職員又は正規職員に準じる職員として就職を予定している方。

なお、公務員及び独立行政法人職員等は対象外となります。

(4) 市内に定住することを予定している方。

なお市内の自宅から通える範囲であれば、勤務先は本市近隣の市町村内の事業所等も対象としております。

募集人員は50名程度でございます。

次に返還支援額、補助金の額でございますが、在学中に貸与を受けた奨学金の2分の1の額とします。

ただし、大学等及び奨学金貸与月数に応じて上限を設け、最大で153万6千円としております。

補助要件等でございますが、市内に定住し市内事業所等に就業した期間が5年に達するまで、表に記載の要件のもと、毎年度返還した奨学金の補助を行います。

定住・就業期間が5年に達した場合は、残りの額を一括で交付することとしております。

つまり、毎年度交付する補助金と、5年経過後一括で交付する補助金との2つの方法で交付してまいります。

なお転勤等のため一旦市内から離れた場合ですが、最初に就職してから10年経過しても定住期間が5年に達しない場合は、その時点で補助終了となりますので、10年の中で5年、定住・就業することが必要となります。

応募方法ですが、所定の様式に応募理由、政策提案等を記入していただき、教育政策課の方へ提出していただきます。

政策提案とは、当該事業の目的を踏まえ、若者のいわきへの定着に関する取り組みについて記入していただきます。

募集期間は、平成29年10月2日から11月30日までといたします。

交付対象者の認定ですが、提出された書類をもとに、後ほど開催する認定委員会において審査・選考の上、交付対象者を認定し、来年2月頃に結果を通知してまいりたいと考えております。

なお、補助金の交付でございますが、市内の事業所等への就職などの本事業の要件を満たしてからということになりますので、今年度末の卒業者が実際に補助金の交付を受けるのは、平成31年度ということになります。

一緒にお渡ししました資料は、広報用のチラシとなっております、

その他の広報につきましては、先日行った市長記者会見を皮切りに、広報いわき9月号、ホームページ等への掲載ほか、首都圏等の大学等を直接訪問してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**蛭田委員** 前にお話をお聞きした際には、3・4年次の分のみ補助対象となる方と、4年分全てが対象になる方がいたように記憶していたのですが、今回のご説明だと在学中に貸与を受けた2分の1の額を支援するとのことですので、1年から4年まで受けた奨学金の半分ということではよろしいでしょうか。

**教育政策課長** お見込のとおりです。

短期大学の場合は2年制なので1年分となります。

**教育長** その他ご質問ございますか。

それでは次に移らせていただきます。

その他（2）専決処分の報告について、学校支援課長お願いします。

**学校支援課長** 10頁をご覧ください。

その他（2）専決処分の報告について。

去る6月2日、夏井小学校の敷地内で物損事故が発生しました。

内容としては、お客様が夏井小学校の敷地内に車でお越しになった際、学校の敷地と道路の間にある段差解消のために置いてあった鉄板の上を走行したところ、その鉄板が跳ね上がり、ガソリントankを損傷した事故でございます。

こちらにつきましては私どもに管理瑕疵があり、加入している保険から損害賠償額全額を支払い、専決処分をした旨を議会に報告するものでございます。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問等ございますか。

**根本委員** 概要で発生日時が金曜日の午後6時10分頃とのことですが、被害者の方の住所は学区内にお住まいの方ではないようですし、どういった目的でいらした方なのでしょうか。

また、鉄板はこれまでもずっと置かれていたものと思いますが、今回の被害者の方以外も多くの方が通られていると思いますし、今回だけ跳ね上がってしまった要因は何かあるような気がするのですが、いかがでしょうか。

**学校支援課長** まず今回の被害者の方ですが、夏井小学校の近くにある夏井公民館の市民講座を受講するためにお越しになられた方です。

また鉄板についてですが、通常あまり駐車するスペースではない箇所だそうで、そのためこれまで事故はなかったようです。

なお、学校に確認したところ、当該箇所を閉鎖しても学校運営上支障はないとのことですので、今後は原則使用しない形にしております。

**根本委員** 分かりました。

**教育長** そのほかご質問ございますか。

それでは、全ての案件が終了しましたので、以上をもちまして平成29年度第5回教育委員会を閉会いたします。

( 署 名 ) 教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

議事録調整